山形県国民保護協議会(平成17年度第2回)の議事概要

- 日 時 平成17年7月27日(水) 午後1時30分~午後3時
- 場 所 ホテルキャッスル 3階 万葉の間
- 出席者 山形県国民保護協議会委員(73名中58名(うち代理25名))

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
- (1)山形県国民保護計画素案について
- (2) 山形県国民保護計画作成に関する今後のスケジュールについて
- (3)意見交換
- 4 閉会

議事概要

【会長が欠席のため、山形県国民保護協議会条例第4条の規定により、会長第 1職務代理者 日野 雅夫 委員(山形県副知事)が議長となった。】

(1)山形県国民保護計画素案について

「山形県国民保護計画素案」について、資料1-1、2、3、4に基づいて事務局から説明を行った。

【質疑応答】

(委員) 非常通信体制については、関係機関がそれぞれ独立している状況 にあると思う。武力攻撃事態等の場合には速やかに対処しなければならな いという観点から、活動する機関の通信体制の連携を平素から準備してお く必要があるのではないか。

平素からの備えについて、救援などを円滑に行うため、ベースとなる地図の共有化を図る必要があるのではないか。阪神・淡路大震災、中越地震では、警察、消防、自衛隊等が共同して作業したが、地図がばらばらなために、時期がやや遅れたということもある。同じ地図を使うことによって認識を統一できるので、平素から準備しておく必要があるのではないか。 武力攻撃事態等への対処について、どのような事態が発生するかわから

武力攻撃事態等への対処について、どのような事態が発生するかわからない状況で、初動連絡体制の確立、対策本部を立ち上げるということが必要になってくると思う。県においては、対策本部が一番の意思決定する場であるが、関係する機関の調整能力、意思決定能力を持った要員を対策本

部に速やかに集め、統一した行動ができるような組織づくりを進めたらいいのではないか。

(事務局) 非常通信体制について、県計画では、県の国民保護措置の実施方法、市町村計画の基準となる事項などについて定めることとなるため、県、市町村における通信体制の整備について記載している。

自衛隊等関係機関との通信の確保についても、今後、原案作成に向けて 検討したい。

地図の共有化について、各機関の用語の言い回しが違うということも聞いているので、そういった点も踏まえながら、遺漏のないようにしていきたい。関係機関と協議しながら、検討していきたい。

対策本部の関連については、今後、作成するマニュアルのなかで検討したいと考えている。

- (委員) 県が管理する施設のうち、指定管理者制度によって管理される施設に移行していくのではないのかと思う。避難所になっている施設について、うまく統率がとれるような仕組みを考える必要があるのではないか。
- (事務局) 避難所等の施設については、指定管理者制度にかかわらず、避難所、避難施設として使用していくこととなる。指定管理者制度とは別の違った視点で検討していきたい。量的な確保も必要であるし。
- (委員) 直接県の管理から離れる施設について、施設の管理者に対して周知が図られるようにすべきではないかと考えるが。
- (事務局) 施設の管理をお願いする場合には、その委託の内容のなかで、 避難施設として使用するといったことを明示するなど、事前に調整を図っ たうえでやっていきたい。
- (議長) 計画の作成にあたっては、指定管理者制度のことについても触れてほしいということなので、その件についても記述すればいいのでは。
- (事務局) 計画原案に反映させていきたい。
- (委員) 小・中学校では、地震、火事の訓練はやっていると思う。今後、 住民が参加しての訓練も実施するということであり、教育委員会の協力も ないとできないと思うが、子供に地震ということは簡単に説明できるが、 武力攻撃ということを説明するのは難しいのではないか。今後、ノウハウ 等も考えていかなければならないのではないか。
- (事務局) 計画作成にあたっての基本的考え方のうちの基本的な方針で、 県民の理解の促進をあげている。理解していただくために、どのような方 法をとったらいいのか検討していきたいと考えているところである。
- (委員) ロンドンにおけるテロなどもあるので、緊急対処事態についてテロに対する対応だということをはっきり出した方がいいのではないか。

- (事務局) 計画素案においては、どの事態について、蓋然性が高いかといったことについて、具体的には述べていない。緊急対処事態については、武力攻撃事態等への対処を準用するとしているので、その部分を見ていただければという思いもあったのだが、原案作成に向けて、記述について検討していきたい。
- (委員) ハード面の整備について、今後、公共施設、学校などの建替えの時に、シェルターを設置するとかといった計画は盛り込んでいくのだろうか。アメリカの施設を見て回ったときに、小さな施設でも地下室、シェルターを設けていた。訓練と並行してハード面の整備を行っていた。地震で壊れるような施設でも困るし、ここで想定しているような事態にも耐えられるようなハード面についても考えてほしいと思う。
- (事務局) 計画には、細かな運用についてまでは書き込んでいない。施設の整備といった個別具体的なことは記載せずに、基本的な体系を示すこととしている。避難所等については、自然災害への対処ということで、耐震化を進めているところであるが、個別の施設の整備については、計画とは別の運用の際に定めるべきことではないかと考えている。
- (委員) いつまでに改修するといったことではなくて、整備しますよとい うことを示した方がいいのではと思う。
- (議長) ハード面の整備について、国の動き等も見て検討していくことで はどうか。
- (委員) 国民の理解が重要ではないか。PRの部分で難しいのではないかと思う。恐怖心を煽るというのではなく、正しく理解してもらって、実効性のある訓練を積み重ねることによって、更に理解が進むのではないかと思う。住民とかボランティアの自主性を尊重するということであるが、どのような支援があるのか。

中越地震のときに、新潟にいったが、医療、福祉などのチームでボランティアに参加した。チームでいくとまとまった活動がしやすい。計画素案には、医療については、よくでてくるのだが、福祉、介護についてはあまりでてこない。高齢者、障害者への支援といった関係もあるので、その件についても踏み込んでいかなければならないのではないかと思う。プライバシーをどのようにしていくのか、活動するときには難しい点もあるのではないかと思う。

(事務局) 昨年度、パンフレットを作成しており、また、計画作成後には、 全戸配布のリーフレットを作成したい。地域における訓練については、防 災訓練とできるだけ連携を図っていきたい。自主防災組織等に対する支援 を行っているが、それとも連携をとりながらやっていきたい。

高齢者等への対応については、特段の配慮を要すると考えている。避難、

救援においても、重要なことと考えている。本県では高齢化率が高いということもあり、どのような対処をしていくか検討しながら、計画に記載するものは、できるだけ記載し、具体的な運用面に関しては、マニュアル等に書き込めればと思っている。現在、防災において、災害時要援護者に関するガイドラインを検討しているので、それと連携を図りながらやっていきたい。

- (議長) 国民保護法と災害対策基本法を別に考えてほしいといった意見もあったが、神戸や新潟の地震とは想定が違うということも根底に据えておく必要があると思う。ボランティアについて、地震や水害とは次元が異なることも想定されることを留意いただければ。
- (委員) 事態が異なるということであれば、そのように考えたい。 医療についてはでてくるのだが、福祉、介護についてはでていなかった ので、検討いただきたいということである。
- (事務局) ボランティアのそれぞれの分野までは、書き込んでいない。そのような視点もできるだけ書き込むようにしたい。
- (委員) 緊急事態対処事態に対して、航空機は相当の検査が行われているが、バスは無防備だ。その点についてどのように対応したらいいのか。 (議長) 国の方にも話をしてみて検討していくということでどうか。
- (2)山形県国民保護計画作成に関する今後のスケジュールについて 「山形県国民保護計画作成に関する今後のスケジュール」について、資料2に基づいて事務局から説明を行った。

(3)意見交換

(委員) 武力攻撃事態等に対する初動措置について、最初に危機対策本部を設置する、2番目に国民保護対策本部に移行するとあるが、国から危機対策本部から国民保護対策本部へ移行しなさいと言われたときに、やっと移行するような感じなのだが、ある国から、衛星を打ち上げたとしながらも、ロケットが間違って山形に落ちた時に、国が国民保護法に照らし合せたときに、武力攻撃を受けたという解釈では、外交上問題があるので、その措置はとらないとした場合に、県は国民保護対策では動かずに、今まであるもので対処せざるを得ないと解釈していいのだろうか。

(事務局) 国民保護法の仕組み立てでは、県が国民保護対策本部をたてるには、国からの指定がない限り、県独自ではたてられない仕組みになっている。しかし、何らかの事象が起きた場合に、どのように対処するのかという初動については、事故、自然災害、武力攻撃事態なのかわからなくとも、県内の住民に対して、何らかの安全のための措置をしなければならないときは、県として、危機的な状況に対して、どのように対処するかと

いうことを定めた県の危機管理要綱というものがある。国からの指定がなければ、国民保護対策本部はたてられないが、県民の安全を確保するためには、危機管理要綱のなかで、県としての対策本部をつくって、安全の確保のための対処をすることとしているので、第一弾の初動としては、危機対策本部をたてて、応急対策を行っていく。その後、国の方から指定があれば、危機管理対策本部を国民保護対策本部にかえるということになる。まず、第一に県民の安全を確保するかということなので、事態が起きれば、応急対策の措置を行うため、こういう書き方になっている。

(委員) 国民保護対策本部に移行しなくとも、十分県としては機能するだけのものはあるということになるのか。そうであれば、災害対策対処と新たな対応を考えることとなると無駄ではないのかということが表にでてこないか。そうではないということを示すために、一言記述がいるのではないか。国が外交上の都合で、武力攻撃と認識はしないと決めた場合で、実際、武力攻撃であったとしても対処するだけのものがほかにあるというのであれば、もともとそれでやっていればいいとなってしまうので、県が国に対して要請できるというものがないと、はじめから対応できると言っているような感じがする。

(事務局) 何らかの事態が起きた時には、第一義的に危機管理要綱のなかで対策本部をたてる。同時に、県の方から国へ、緊急対処事態、武力攻撃事態であると思われる場合には、指定をしてもらうための要請をするということが担保されている。根拠が何であれ、県民の安全のための対処を行う。自然災害でもない、事故でもないと県が判断した場合には、国に対して指定してもらいたい旨の要請を行う。

(議長) 実際に事態が起きた場合には、直ちに国に要請するということ。 要請はするが、指定されるまでの間も初動措置は必要であり、空白をつく ることはできないということ。

(委員) 住民の生命、身体、財産を守るといった国民保護措置において、精神的な問題はものすごく大きい。災害あるいは先の大戦の時もそうなのだが、PTSDにかなりの人が苦しんだと聞いている。山形県でもかなりの方が苦しまれたようだ。そこで、計画に精神面に関することも入れた方がいいのではないか。福祉、介護との関係もあるかもしれない。また、子供たちにどういった言葉を使うのかということもある。